

第 32 回草津市農業委員会総会
会 議 録

平成 29 年 2 月 10 日

第 32 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成29年2月10日（金） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報第 3 号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について（報告）
- 第 3 報第 4 号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について（報告）
- 第 4 報第 5 号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について（報告）
- 第 5 議第 7 号
農地地目変更届出につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議第 8 号
農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議第 9 号
農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議第 10 号
農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 9 議第 11 号
農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、
議決を求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決

第 10

議第 12 号

農用地利用配分計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、意見を求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 会議に出席した委員

1 番	奥村 良三	2 番	宇野 敬造	3 番	杉江 善春
4 番	福井 義隆	5 番	芝田 敏夫	6 番	田村 捨要
7 番	池田 俊清	8 番	岸本 勇喜雄	9 番	山岡 康一
10 番	古川 孝夫	11 番	西村 保	12 番	我孫子 利和
13 番	山本 英裕	14 番	今村 俊二	15 番	野添 照男
16 番	三上 正豊	17 番	片岡 源一郎	18 番	田中 定一
19 番	今井 孝三	20 番	藤田 繁一	21 番	宇野 嘉子
22 番	奥井 晴喜	23 番	中村 繁樹	24 番	田中 治嗣
25 番	横江 政則	26 番	奥村 次一		

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

事務局長 村井 治夫 参事 田中 好紀 主任 畠田 全弘

農林水産課

課長 岡田 芳治 主任 原田 邦彦

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。
本日は全員出席いただいておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、傍聴人はおられませんので御報告します。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様をお願いします。

それでは、農業委員憲章の唱和をお願いします。

(農業委員憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。
それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
一年で一番寒い時期ですが、皆さんは寒さに負けず頑張っておられることと思います。今年も農業委員会始まって以来の改革の作業に色々なことで御尽力いただいていることと思います。御礼申し上げます。

それではただいまから、第32回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりでありますので、これを御了承願います。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

議席番号 9 番 山岡 康一 委員

議席番号 18 番 田中 定一 委員

以上の兩人を指名いたします。

次に、日程第2 報第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、受付番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出、この届出は、市街化区域内の農地を自己使用目的により転用されようとするものです。議案書2ページを御覧ください。今月の農地法第4条の届出は1件です。

1番は届出人が貸事務所建築のため、野村八丁目地先の田、1, 485㎡を転用されようとするものです。

計画では2階建て貸事務所1棟を建築され、駐車場区画を18区画設けられます。敷地周囲にはブロックおよびフェンスを施し、雨水排水については集水枥を設置し、道路側溝に放流し、雑排水については公共下水道に接続されます。

周囲は、道路ならびに雑種地・宅地と田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の、届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、1月13日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。また、都市計画法29条が該当しておりますので開発許可と同時許可としました。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第3号の報告を終わります。

次に、日程第3 報第4号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、受付番号2番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出、この届出は市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。議案書3ページを御覧ください。今月の農地法第5条の届出は1件です。

2番は、譲受人が分譲宅地とするため、譲渡人5名が所有する野路四丁目地先の田5筆、計2,378㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は宅地建物取引業を営んでおり分譲宅地の事業を計画したところ、宅地化が進み交通が至便である届出地を譲り受けできることになり、届出に至ったとのことです。

計画では、10区画の分譲宅地と区域内中央に6m幅の道路を新設される計画であります。周囲にはL型擁壁ならび側溝を施し、土砂流出を防止し、雨水排水は道路側溝に放流し、雑排水および汚水排水はパイプを入れ公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は道路ならびに宅地・雑種地と田であり、農地の所有者からは隣地承

諾を得られております。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、この届出につきましては、1月16日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。また、都市計画法29条が該当しておりますので開発許可と同時許可としました。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第4号の報告を終わります。

次に、日程第4 報第5号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について、受付番号1番および2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報第5号について説明させていただきます。議案書4ページを御覧ください。

報第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について、この届出は、農地法3条による賃貸借の設定を解除するものです。今回、2件の届出がありました。

1番につきましては、賃借人は賃貸人が所有する、下笠町地先の田、3筆、計6,231㎡について、農地法第3条による賃貸借の設定をしておりましたが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、平成8年に経営移譲年金受給の関係で3条賃貸借契約が結ばれ耕作がおこなわれ、賃貸人が亡くなられた以降も家族で耕作をされてきましたが、このたび基盤強化促進法に基づく利用権設定により預け替えをされることとなったため解約手続きをされようとするものです。なお、この解約通知書につきましては、平成28年12月26日付けで受理しております。

2番につきましては、賃借人は賃貸人が所有する、南山田町地先の田、1筆、1,506㎡について、農地法第3条による賃貸借の設定をしておりましたが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、先代の所有者が平成3年に賃貸借の設

定をして耕作をされてきましたが、賃借人が体調も不良で、また、成年後見人の設定がなされていることから、耕作を続けることが出来ず、双方の協議により今回解除されようとするものです。

なお、この土地については、基盤強化促進法に基づく利用権設定により預け替えをされる予定です。

この解約通知書につきましては、平成29年1月10日付けで受理しております。

賃貸借の解除通知2件について、添付書類等確認いたしましたが、不備等なく受理いたしましたので報告いたします。以上で報告の説明を終わります。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第5号の報告を終わります。

次に、日程第5 議第7号農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号3番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、議第7号について説明させていただきます。議案書5ページを御覧ください。

議第7号 農地地目変更届出について、この届出は田から畑へ地目を変更されようとするものです。今月の農地地目変更届出は1件です。

3番につきましては、届出人が駒井沢町地先の田、1筆、743㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

届出人は、農地としてはこの土地しか所有しておらず、自家季節野菜等を栽培し畑として利用していきたいとのことで今回地目変更をされるものです。

届出地の周囲は、宅地、雑種地 および田であり、隣接承諾が必要な農地の所有者からは承諾書の添付がございます。

農地地目変更届出について、添付書類等も確認いたしましたが、不備等なく考えますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号3番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員お願いし

ます。

●●番
●●
詳細については、事務局の御説明のとおりです。現場確認と本人の御長男と面談いたしまして、何も問題ないと判断いたしましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長
ありがとうございます。
それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長
ないようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第7号 受付番号3番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

会長
挙手全員であります。
よって、議第7号 農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号3番の案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議第8号農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号4番から7番の各案件のうち、委員が当事者の案件が3件ありますので、先に審議をお願いします。

受付番号4番、5番および7番の各案件を議題としますが、この案件については、議席番号●●番●●委員が当事者でございますので、農業委員会に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただき、関係事案終了後、入室着席していただきます。議席番号●●番●●委員は、退席を願います。

(●●番 ●●委員退席)

会長
それでは、受付番号4番、5番および7番について、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局
それでは、議第8号について説明させていただきます。議案書6ページを御覧ください。

議第8号 農地法第3条第1項の規定による許可について、この申請は農

地の権利移動にかかる申請です。今月の3条の許可申請は4件です。

4番、5番、7番につきまして関連がありますので一括で説明させていただきます。

4番と5番につきましては、譲受人は譲渡人が所有する下笠町地先の田、2筆 3,011㎡、と同じく下笠町地先の田1筆 3,033㎡を交換し取得されようとするものです。

譲受人と譲渡人双方が交換しようとする農地については、お互いの所有あるいは耕作されている筆と隣接しており農地の集積と効率化が図れることから交換にて取得されようとするものであります。

なお、耕作面積は各々49,399㎡と19,426㎡であり、下限面積の要件を満たしておられます。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件についてですが、現在の所有する農地についても耕作されており、取得後においても耕作を行うことができると認められることから、該当はしないと判断しております。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められることから、該当はしないと判断しております。

第7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないこと、また従前から京都から拠点を草津に移しながら後継者である息子さんと耕作をされており地域の調和に支障を生じる恐れがないと認められることから、該当はしないと判断しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

次に7番につきましては、譲受人は譲渡人が所有する志那中町地先の田、2筆、1,574㎡と、畑 1筆1,210㎡ 計4,529㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は4番、5番の案件の譲受人と親子関係であり、規模拡大をして家族で耕作をされるために取得されようとするものです。

譲渡人は、今回、所有されている農地をすべて売却され農業を離れられるとのことです。

なお、耕作面積は49,399㎡であり、下限面積の要件を満たしておられます。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件についてですが、現在の所有する農地についても家族で耕作に携わっておられ

いても耕作を行うことができると認められることから、該当はしないと判断しております。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められることから、該当はしないと判断しております。

第7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められることから、該当はしないと判断しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号4番および5番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員をお願いします。

●●番 4番、5番につきまして御報告させていただきます。

●● ただ今事務局から説明があったとおりでございます。現地調査並びに譲受人と面談をさせていただきました。譲り受けるのが隣の土地で、非常に効率が良くなるということで、双方ともWINWINな関係で合意したということで、特に問題はないと思っております。どうぞ御審議よろしく願いいたします。

会長 受付番号7番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員をお願いします。

●●番 私の方から補足をさせていただきます。

●● 当該農地は志那中町の南および西側に位置しており、浜街道から湖岸道路までの市道沿いにある、ほ場整備田と区画整理された畑であります。所有者は左官業の傍ら農業をされておられましたが、10年ほど前から田は人にゆだねられており、畑は奥さんが自作されておられました。跡取りの方が農業をしないということと、奥さんが亡くなられて畑もままならないということなので、農地を手放すことにしたのですが、今まで耕作してもらっていた方は買うことを避けられたので、代わりに譲受人を紹介されて、この話が成立したということです。現地はきちんと耕作されており、譲受人と面談もしま

したが、特に問題はありませんでしたので、許可相当と判断させていただきました。以上です。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

（ 質問・意見なし ）

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
 採決に入ります。ただいま議題となっております議第8号 受付番号4番、5番および7番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

会長 挙手全員であります。
 よって、議第8号 農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号4番、5番および7番の各案件は原案のとおり決定いたしました。
 議席番号●●番●●委員の入場を認めます。

（ ●●番 ●●委員着席 ）

会長 それでは、引き続き、受付番号6番の案件を議題とします。
 事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 6番につきましては、譲受人は譲渡人が所有する山寺町地先の田、1筆694㎡を売買により取得されようとするものです。
 譲受人は、今回譲り受けようとする農地の隣接地を所有し耕作されておりますが、道路に接しておらず、この申請土地を通して作業をしておられたとのことです。今般、譲受けの協議が整い申請に至ったとのことです。
 なお、譲受人の耕作面積は8,446㎡、であり、下限面積の要件を満たしておられます。
 次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件についてですが、現在の所有する農地についても耕作されておられ、取得後においても耕作を行うことができると認められることから、該当はしないと判

断しております。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、取得後においても効率よく耕作に従事できると認められることから、該当はしないと判断しております。

第7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められることから、該当はしないと判断しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

添付書類や要件等についても確認いたしました。特に不備等もなく、御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号6番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

内容につきましては、ただ今報告のあったとおりでございます。

●●

ちなみに、現地確認しましたところ、給排水等問題ないと思います。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております、議第8号 受付番号6番の案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第8号 農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号6番の案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議第9号農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号8番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可、この申請は、市街化調整区域内の地を自己使用目的により転用されようとするものです。議案書7ページを御覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

8番は、申請人が住宅建築のため、矢橋町地先の田3筆、計478㎡を転用されようとするものです。

申請人は現在、市内の賃貸マンションで生活されていますが、手狭になってきたことから実家に隣接している申請人を含む3名が共有している申請地を適地とし、今回の申請に至ったとのことでした。

計画では、鉄骨造2階建の自己用専用住宅を予定されております。

申請地の地目は田となっていますが、昭和50年に実家を建築されてから実家の庭と駐車場として使用されてきたことにより顛末書の提出がありません。

雨水排水については集水枿を設置し、里道に接している水路に放流し、雑排水については公共下水道に接続されます。

周囲は、道路・里道ならびに水路と申請人所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございませんが、用水の地上権設定があるため、草津用水土地改良区の同意を得られております。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資証明書の提出があり事業の目的は果たされるものと判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条2項に該当しないことから許可相当と考えます。また、都市計画法29条が該当しておりますので同時許可となります。

以上1件、添付書類等確認いたしましたでしたが、不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号8番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

1月22日に周辺の用水路について地元生産組合長と現地確認をしました。田んぼの排水についても影響はないということで、確認をいたしました。顛末書は出ているのですが、周りに迷惑はかからないと思います。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第9号 受付番号8番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

次に、日程第8 に入ります前に、1月の総会で保留となっておりました議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号173番の案件を議題とし、事務局から説明を願います。

事務局

先月の総会で保留となっておりました173番の案件についてでございますが、総会后、申請者から排水路を整備する旨の確約書が提出されました。

まず前提として、ここに置いてある車両は、隣接の本社整備工場において冷却水またはオイル等の油脂類を適切かつ安全に処理後に仮置きをされている車両であるということです。

確約書においては、当初、排水は東側あるいは西側の既存排水路に放流する計画でありましたが、北側も勾配があり大雨等の場合も想定し、北側の隣接地にU字溝を設置し隣地に雨水等が流出しないよう対処されるとのことです。

このことを踏まえ、去る2月2日に●●会長、担当委員である●●委員を

初め事務局と譲受人が現地で説明を受けて確認をしたものでございます。以上でございます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の●番 ●●委員から補足説明等がありましたら、お願いします。

●番
●●

ただ今の事務局の説明のとおり、確約書も提出されておりますし、問題ないと考えております。また、今回利用目的が変わるということですので、現地立ち合いの時に譲受人に隣接する土地所有者に理解を得るようにお話をさせていただきようお願いします。よろしく御審議お願いします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております平成29年1月 議第4号受付番号173番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長

挙手多数であります。

よって、平成29年1月 議第4号農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号173番の案件は原案のとおり決定いたしました。

それでは、本日の日程に戻ります。

日程第8 議第10号農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号9番から12番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第10号農地法第5条第1項の規定による許可、この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。議案書8ページを御覧ください。今月の農地法第5条の許可申

請は4件です。

9番は、大津市内で不動産業を営む譲受人が、露天資材置場とするため、譲渡人所有の矢橋町地先の田498㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、下笠町地先で大規模開発を行うために資材置場が不足し、付近で探していたところ本社および守山支店の中間点に当たる申請地を譲ってもらえることになり、事業を湖南地域中心に展開していくうえで申請地を適地とし、今回の申請に至ったとのことです。

計画ではコンクリート二次製品・砂利および砂と重機を置くことになっています。造成工事に際して、L型擁壁および側溝を設置し、雨水排水および土砂が隣接農地に流出しないよう配慮されます。

申請地の周囲は、道路および申請人所有の農地ならびに田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

10番は、市内で農業を営む賃借人が農業資材置場および露天駐車場とするため、賃貸人であります土地所有者は既に亡くなっておられることから法定相続人全員の3名が北山田町地先の田2筆、計2,260㎡の内1,182㎡を賃貸借にて借受けし転用されようとするものです。

賃借人は、野菜生産を中心とする農業を営んでおられますが、規模の拡大により従業員数も増え、農業資材置場が不足してきたことにより、作業効率の良い申請地を適地とし、申請があったものです。

申請地は、農業振興地域の農用地であることから農林水産課にて軽微変更の許可を得られております。

計画では、農業用資材置場のビニールハウス2棟と社員の駐車場31区画を設けられます。なお、許可を得る前に一部使用されていることにより、顛末書の提出があります。

周囲は、道路および賃貸人所有地と田および畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の農用地区域内農地で一般的に言う青地であり原則許可できませんが、農用地利用計画で指定された用途に使用されることから許可が可能となります。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

1 1 番は、市内で不動産を営む譲受人が、露天資材置場とするため、譲渡人所有の下笠町地先の田2筆、計231.56㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、現在隣接地で住宅開発を行われておりますが、付近には資材置場がないため、開発地の隣地であります申請地を適地とし、今回の申請に至ったとのこととです。

計画ではブロック等の二次製品を置くとのこととです。計画では、L型擁壁とU字溝を設置して土砂や雨水排水の流出を防ぐとのこととです。

接道については、市道に接していませんが譲受人が住宅開発されていることから住宅開発の完成後には道路となる個所から出入りするとのことにより、このことは事務局において現地確認済みであります。

周囲は、譲受人の住宅開発地と宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と、費用については、金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

1 2 番は、譲受人が、宅地の拡張として、譲渡人所有の下笠町地先の田2

筆、計74㎡を転用しようとするものです。この案件は、先の11番の案件と関連しておりまして、譲受人の住宅と住宅開発地とが隣接していることから譲受人の庭として取得し、開発地の住居との間隔をとるために申請に至ったとのことです。

計画では、譲受人の宅地以外の周囲に基礎コンクリートを打ち、ブロックを2段積まれることになっております。周囲は、住宅開発地および宅地と畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と、費用については、住宅開発を行っている事業主から借りるということで、事業主の融資確約書および金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上4件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号9番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

転用については、何ら問題はありますが、先日、譲受人が所有する開発の所で不適切な道具を使って、隣接する住宅に影響が出たということがあります。自治会長の方にも苦情を言っているそうです。今回については、地域住民の意見・苦情は速やかに聞くことと、適切な機械を使うということをや約束として入れました。以上です。

会長

受付番号10番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●●番 ただ今の案件は、先ほどの説明のとおりでございます。

●● この会社は野菜専用でありまして、かなりの面積を経営されております。野菜関係の資材は雨に濡れてはいけないということで、ビニールハウスをもって区画をするということです。

また、従業員もかなりの人数おられまして、車の台数も多いです。かねてより周辺の土地を探しておられましたが、なかなか思うにいかなくて、先ほど顛末書がありましたとおり、少し早まって着工したということでお詫びがありましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

会長 受付番号11番および12番の案件につきましては、議席番号●●番●●委員をお願いします。

●●番 11番ならびに12番は隣接しておりますので、併せて補足説明をさせていただきます。ただ今事務局から説明があったとおりでございます。11番につきましては、資材置場ということで、周辺は今現在住宅開発が進んでおります。資材の一時置場ということで、開発が完了した暁には宅地等になると聞いております。

12番につきましては、譲受人は現在開発しているそばの所に住宅がありまして、造成されますと既設の住宅がかなり低くなるということで、少しでも低くならないようにという目的で用地を購入されると聞いております。

現地確認をしまして、特に問題はないと考えます。以上よろしく御審議のほどをお願いします。

会長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第10号 受付番号9番から12番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号9番から12番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議第11号農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、議決を求めることについて、農林水産課から議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 本日は農用利用集積計画と配分計画について議案として挙げさせていただいております。

それでは、農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、議決を求めることについて、担当からさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

農林水産課 農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】について御説明をさせていただきます。

（ 資料に基づき説明 ）

会長 以上で、農林水産課の説明が終了しました。
これより、質疑に入ります。
ただ今の農林水産課からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●●番 受けてもらえないような地域の所有者もいるということを知っておいていただきたい。

農林水産課 御意見として承ります。

●●番 農業委員会に最適化推進委員が設けられますが、継続的に安定して経営ができるように考えていただきたい。中間管理機構は10年ですが、受委託は3年ごとの更新が多いので、いつ何時返さなければならないという状況の中では安定した経営がやりにくいし、新規就農される方も就農しにくい。地域と連携して集約をするという形を作っていただきたい。よろしく願いしたいと思います。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第11号 農用地利用集積計画(案)【農地中間管理権】の決定につき、議決を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第11号 農用地利用集積計画(案)【農地中間管理権】の決定につき、議決を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第10 議第12号農用地利用配分計画(案)【農地中間管理権】の決定につき、意見を求めることについて、農林水産課から議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 農用地利用配分計画(案)【農地中間管理権】の決定につき説明をさせていただきます。

先ほどの農地中間管理機構の利用集積計画は農業経営基盤強化促進法に基づき御審議をいただきました。農地中間管理機構に土地を預けるということで利用集積計画を作成させていただきました。農用地利用配分計画というのは、中間管理機構が借り受けた農地を耕作者さんに貸し付けるために、中間管理機構が作成する計画でございます。

市は農地中間管理機構から依頼を受けて配分計画の案を作成することとなっておりますので、今回作成したものでございます。

事前に配布させていただいております、農用地配分計画(案)につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございますので、よろしくお願いたします。

(資料に基づき説明)

会長 以上で、農林水産課の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。
ただ今の農林水産課からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●●番 資料1番の方はどういう法人ですか。

●●

農林水産課　こちらの事業者さんは、農地中間管理機構からこういう借り受け希望者がいるということで草津市に連絡があったところでございます。現在は栗東市で農地を引き受けているとお聞きしています。

●●番　自分が持っている田んぼを会社に貸し付けて、費用をいただくという形で
●●　すし、面積も1, 137㎡しかないのにそれを出してきているので、他に面積がないのかと思います。

農林水産課　これは自分が所有している農地を借り受けているのではなく、貸し付けの希望を申し出ている所有者さんがいらっしゃったところに引き受けの候補者がこの地域でも何人か挙がっていたのですが、交渉していく中で合意に達する方がなかなか出てこなかった経緯がございます。その中で引き受けても良いと手を上げられたのがこの法人です。土地の貸し手と借り手に直接の関係はございません。

●●番　この法人は五反要件等の農業者の要件はしっかりあるのですか。
●●

農林水産課　農地中間管理事業をするに当たって5反要件という要件は設定されておりませんので、そういった条件は必要ありません。

●●番　農地中間管理事業には担い手同士で連坦化をしやすい目的もあります
●●　よね。9番から13番を受けている方の住所はどこですか。北山田ですか。

農林水産課　はい。

●●番　借りる土地は志那ですね。志那には担い手がいるはずですが、十分に協議
●●　をしたのですか。この法人は北山田から田を耕作しに来るのですか。

農林水産課　水田野菜という形で活用されるとお聞きしています。

●番　聞いておりますとネギをされるそうです。
●●

●●番 北山田ではそういう場所はなかったということですか。
●●

●●番 先ほどの五反要件に関しては、中間管理機構で受け手側を募る時にそういう要件はおそらくあります。我々認定農業者も入っておりますので、そういう要件は満たしていると思います。

今の件ですが、この前カントリーに行って話したのですが、農地を預けたい人がいて、中間管理機構に預けるのかJAの受委託に預けるのかどちらにしたら良いかと聞かれた時に、中間管理機構は未整備田を受けてくれませんから、未整備だったら受委託しか駄目だと言いますよね。

そういうこともあって、中間管理機構は配分しておられますが、初めから出来レースで、預けたい人と耕作する人が先に話ができていて、できている話を中間管理機構に持っていくか、受委託に持っていくかということになっています。

中間管理機構が全然仕事できていない形ですので、できれば中間管理機構が預かってきた田んぼを配分する場合とそうでない場合を分かるようにしてもらえると嬉しいのですが。

●●番 基本はやっぱり集約して作業しやすいようにするために、地元の人に預けるべきでしょう。この件は逆行しています。基本構想から離れていると思います。
●●

●●番 最適化推進委員ができますので、そういう人を挟んでもらって、どういうやり方をするのかを考える話し合いの機会を作らないと進まないと思います。
●●

●●番 私は下物町ですが、知らないうちに下物の田んぼを外から来た人が勝手に契約したらそこの担い手はあまり良い思いをされないと思います。
●●

農林水産課 利用配分計画の作成をするに当たって、中間管理機構で利用調整会議を開催して、その中で借り受け希望者にどういった優先順位で交渉を行っていくかということ話し合った上で機構が交渉に当たっているという手続きがされています。利用最適化推進委員さんが新たに創設されましたら、その利用調整会議にも加わっていただくという形になってくると思いますので、その際にはどうぞよろしく願いいたします。

●●番 10年動かないのですよね。

●●

農林水産課 そうです。
原田

●●番
●●

だったら来年変えてもらうことはできないでしょう。長い話だから慎重にやってもらわないといけません。志那の担い手の人が承知かどうかは分かりませんが、資料を見ただけでおかしいのではないかと思いました。

●●番
●●

賃借料だけでなく、国から地主さんに集約化ということで25000円／反くらい払われます。ここの方だったら6反も7反もあればそれ以上に払われていきますからしっかりとやっていく部分です。農協の受委託もそれを踏まえて担い手の方にどういうふうにされるかとか、地域の割当等を行政はしっかりと指導して行って欲しいと思います。みんなが入り混じると作業効率が悪くなると思います。

●●番
●●

今、志那の話が出ましたので少しだけお答えをしております。

該当の田んぼは4か所に分かれておりまして、1町ほどあります。実を言いますと、自分で耕作されなくなって、オペレーターは町内ではなく隣の町の方にやってもらって、飯米だけを町内のオペレーターにやってもらっているということで、この申請の前から町内のオペレーターは係っていません。一番心配なのは、路地でネギをされるということなので、水田から畑地に変わるのではないかということです。端をきちんとしておかないと畦越しに隣に水が入ると困るので、そこを農林水産課も押さえておいていただきたいと思います。

農林水産課 かしこまりました。耕作者さん、所有者さんと状況の把握に努めたいと思います。

●●番
●●

賃貸料はどういう条件で決定するのですか。

農林水産課 貸し付け申し出される際に希望の賃料を貸し手さんから機構に伝えます。特に金額の基準はございません。機構は貸し手の賃料を元に借り手に交渉します。貸し手と借り手それぞれが合意できる金額で決定されます。

●●番

先ほどから●●委員を初め、質問されている答えが出ていないように思い

●● ます。本来の趣旨として、農地中間管理機構に預けたら農地の利用集積を行うということですが、譲受希望者から見た時に本当に集積されているか、これだけでは見えません。「中間管理機構が優先度を付けて配分しています」だけでは納得いきません。決めた本人が誰も出ていない中で、説明ができるのですか。これで承認せよとおっしゃるのは誠に理不尽だと思います。

農林水産課 今回の議第11号の表をもう一度見ていただきたいのですが、集積の計画の筆数が書いてあります。この中間管理事業は平成26年度に国から進められていて、利用権が設定されているのが全体で2月までで3,096筆です。一方中間管理事業は64筆です。中間管理機構に預けられている田がほとんどないというのが現状でございまして、国としては集積・集約ということでこの制度を作ったのですが、まだその過渡期ということで、現実には中間管理機構を通すとはいえ、出し手と受け手で一定の合意が得られた中で中間管理機構の方に提出されているのが現状です。ただし、数件ですが、受け手が決まらないままに中間管理機構に貸したいということで、出し手が機構に相談されて、地域の担い手さんに照会をかけて合意に至った件数が数件はあります。

農協の受委託との違いは預入期間です。国が10年と決定しているのは、安定的な経営者を育成していきたいという思いです。

まだ件数が少ないのが現状で、国も来年辺りに中間管理事業を進めるための制度を補助金等も含めて色々計画されているようでございます。今は過渡期ということで御理解いただきたいと思います。

●●番 ●● 言葉尻を取るわけではありませんが、最初だから大事なのではないですか。志那地先の農地を北山田の方が耕作をされるということは、北山田の方が志那で規模拡大されると理解したら良いのですか。そう取らざるを得ません。農地中間管理機構で決める過程が不透明なので分かり辛いです。数が少ないから、出だしだから仕方がないというのでは話が通らないのではないですか。ましてや、10年という長い期間なので、どうも納得がいかないです。

農林水産課 件数が少ない理由が、出し手からすると相手の顔が見えないということにあります。受け手を決めながら農地を出しているのが現状でございまして、中間管理機構としても御本人同士が了解されているものを、「それは駄目です」とまで言えないのが現状だと思います。

●●番 ●● 農協の受委託の事業と中間管理機構では受け方の条件が大きく違いますよね。ですから、賃借料にしても、草津市の農業委員会だよりの裏に載ってい

る賃借料と、今回のように受け手と貸し手との約束事がある場合
あります。今の中間管理機構で契約をしますと一時金の補助金が出ますね。
それとJAさんの受委託との関係はどうなっているのか。そういった条件の
違いが大きく影響していると思います。同じ地域に同じ耕作者が多く
の田んぼを耕作されるということは能率が上がるし、それを進めて
おられるわけですが、貸し手と借り手の良い条件で受けると
言われると、今のように飛び地になって入ってこられるわけ
です。そういった整備を進めてもらわないと、こういう違いが
今後も出てくると思います。以上です。

農林水産課 JAの受委託、個人間の利用権設定、また今回のような中間管理事業等色々な手法があつて、それぞれに応じて賃借料の設定が違って差があるとおっしゃっていただいたのですが、中間管理事業につきましては、長期（10年）という特徴や、JAでしたら受託者部会のメンバーさんがいるというそれぞれのメリットがあるということをお土地の貸し手によく御理解いただいた上でそれぞれの利点に応じた貸し借りをしたいと御案内に努めたいと思っております。

●番 今後進めていくのは人の集約なのか、土地の集約なのかどちらですか。
●●

農林水産課 目指しているのは経営の効率化なので、土地の集約化です。

●●番 色々難しい問題があるかと思いますが、私たちは農業をさせていただいて、その中で今後次の世代にどう繋いでいくかということになってくると
●● 思います。

今までは個人営農をされていて、戦後ずっと兼業でいられていました。草津市内では全体面積から言って約3分の1が集約された形で進んでいますが、滋賀県下では65%が集約化になっています。北の方では集落営農でたくさん耕作されています。そういう方々が今回、農地中間管理機構にも入ってこられて、27年度の集計で長浜市では219件、多分今は300件を超えていると思います。甲賀市と東近江市が断トツで集約化されています。兼業農家で若い子がやってくれないので、集落営農に任せておられます。小さい集落営農は今非常に困っておられます。20町歩、30町歩では雇用ができません。当時の役員さんの年齢が上がってきますので、困っておられるのは確かです。

10年先に草津市の1000ha近くの農業振興地域を誰がどういう具合

に守りをしていくのかということ、次の推進委員のメンバーが取り組むのですが、やはり法人化していかないと農地も管理できないし、食糧生産もできません。

放棄地については国が徹底的に取り組んでいます。29年度事業の中では審議されているのですが、大きく変わってくると思います。全体の中でも農地中間管理機構に預けて85%以上集約されると8分の1の個人負担もゼロに近くなっていくという制度もあります。だから未整備のところ、農業振興地域であるところは農地という財産を守るという考えで持っています。誰かに託してでも農地を守りたいという考えは地域でまとめていってもらわないと、農地もそうですし、農業も難しいと国は考えていますので、かなり大きいメスが入ってくると思います。市街化区域は逆に早く離すような形で、生産緑地の制度もなくなっていっています。農業をできる土地をしっかりと確保しながらT P Pに勝つという意識で国は持って行ってくれたのですが、T P Pに関しては流れが少し変わっています。そうでないと誰も農業に就いてもらうことができません。

滋賀県でも全体で100人くらい就農してくれているのですが、30%くらいは親の跡を継いでいます。残りの70%はいわゆる就職就農です。法人に対して就職して農業をしています。草津の法人でも農業をしていなかった人が新しく就農しているということが現実です。

先ほど五反要件の資格の話が出ていましたが、このリストの法人は栗東市で耕作をしておられるのかもしれませんが、資格だけ取って隠れみのにしてしまう状態は土地を守るという意味で怖いと思います。農地をどう守って食糧を生産するかを農水省サイドはしっかり考えていますので、今回も中間管理機構と受委託を上手く併用しながら農地を守っていってもらうようにする。人・農地プランで認定農業者になっている人でないと中間管理機構に入ってもらえないと思いますが、それもしっかりとやってもらうような指導の方をお願いしたいと思います。

●●番
●●

中間管理機構は国がやっていることですね。草津市として、農用地区域以外の土地についてももっと検討しないといけない。農業を進めるうえでそういう土地が残ってくると放っておくわけにもいけないので私たちが耕作しないといけません。それは誰に預けたらいいのか。先ほど●●さんがおっしゃった大きな農業はそれで良いけれども、それ以外の調整以外の農地を耕作放棄地にしないようにしてもらって、改革を進めていただきたい。以上です。

事務局

この筆の中で、先ほど●●委員さんがおっしゃっていた1番の農地につきましては、地元の●●委員さんも御存じだと思うのですが、元々耕作放棄地

だった所で、3反の田がいくつかの筆に分かれていた状況でございます。

草刈りを何度かお願いしてやっと解決を見かけたのですが、刈った草の搬出で半年くらい色々ありまして、今回残りの2反の農家の方をお願いをしたのですが中々話が合わない中で、私も1番の会社は聞いたことがないのですが、その法人にマッチングをさせていただいたという話を聞いております。

農業委員会の放棄地の担当としましては、地元からも色々話があった土地が1つ解決できたという中で、先ほど農林水産課からも話がありましたように、今バラバラで大農家さんが入っている農地に対して、それを継続していくのか、違う人にこの地域を全部まとめるのかということは、すぐには解決しにくい問題だと思います。

さりとてこの農地を貸すと10年なり15年続くということでございますので、先が長い話になってこようかと思いますが、草津の場合は大農家さんが集落を出て耕作をしているというケースが多かったので、集落営農から集落営農の代表のAさんに預け替えることが中々しにくい状況もございます。じれったい思いはありますが、そういう中で機構という形で10年、15年預けられる方については、固定資産税の減額あるいは免除という制度もございますので、それを使った上で本当の土地の集積ができるように、時間がかかりますが対応していかないといけないと思います。1番の土地については前提がございましたので、それだけ御報告させていただきます。以上です。

●●番 今、話があったのであえて言わせていただくと、この土地の隣の耕作を●●
●● ●がやっているわけです。集積をするなら何故●●が受けないのか分かりません。細かいことを言うのが嫌なので伏せていたのですが、決め方が不透明すぎます。

●●番 実質の現状を言わせていただくと、64筆のうち中間管理機構からもらった筆はほとんどないと思います。農家さんが自分で相手を見つけて2人が合意できて初めて中間管理機構へ持っていくか、受委託へ持っていくかを決めます。

私は受けたことがないのですが、中間管理機構へ持っていくとポイントがもらえて、例えば2分の1補助金や3分の1補助金があります。その補助金をもらおうと思ったら中間管理機構から土地を預かっていますというポイントがないと補助金がもらえないのです。だから補助金目当てにとりあえず中間管理機構の名前を付けておかないといけないということで、地主さんに中間管理機構の10年で良いか聞いてOKをもらえたら中間管理機構にされます。だから中間管理機構からきている土地はゼロに近いので集積という話は10年20年進まないと思います。まだまだ始まったばかりなので、農地最

適化推進委員と農業委員と中間管理機構が今後の持っていき方を話し合わないことには動かないと思います。

また、中間管理機構も予算がないので補助金が出ません。だから何の得にもなりません。未整備田は中間管理機構が受けないので受委託に持つていこうということになります。本人さんの合意が取れたら中間管理機構に持つていきます。中間管理機構が集めた土地はゼロに等しい。こんな状態では絶対に駄目なのでもっと良くするにはどうしたら良いかを話し合わないに進まないで、そういう機会を作ってください。

農林水産課 色々と御意見をありがとうございます。あくまでも中間管理事業というのは国がある程度進めている制度ということはあるのですが、出し手の方も集積・集約というものを念頭に置かないといけないと思います。仕組みの方は今後検討していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

●●番 農政局から私の方にアンケートの依頼が来ています。現実には現実で報告していきたくと思いますのでよろしく願いいたします。

会長 質疑を終結します。

ただいま議題となっております議第12号 農用地利用配分計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、意見を求めることについては、別段意見はないものと決定し、通知することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手多数 ）

会長 挙手多数であります。

よって、議第12号 農用地利用配分計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、意見を求めることについては、別段意見はないものと決定し、通知することに決しました。

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後3時30分

草津市農業委員会会議規則第18条

第2項によりここに署名する

平成29年2月10日

会 長 宇野 敬造 _____

署名委員 山岡 康一 _____

署名委員 田中 定一 _____